

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例施行規則（平成三十年規則第四十四号）新旧対照表

改正後	現行
○文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例施行規則 平成三十年六月十四日 規則第四十四号 （趣旨） 第一条 この規則は、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例（平成三十年六月文京区条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。 （計画の届出） 第三条 条例第七条の規定による届出（以下「計画の届出」という。）は、条例第九条第一項の説明会（以下「説明会」という。）を開催する日の三十日前（条例第十八条の規定により説明会を開催しない場合にあっては、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第一条第一項の申請書の提出前）までに、旅館業に係る計画届（別記様式第一号）により行う。 （標識の設置等）	○文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例施行規則 平成三十年六月十四日 規則第四十四号 （趣旨） 第一条 この規則は、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例（平成三十年六月文京区条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。 （計画の届出） 第三条 条例第七条の規定による届出（以下「計画の届出」という。）は、条例第九条第一項の説明会（以下「説明会」という。）を開催する日の三十日前（条例第十八条の規定により説明会を開催しない場合にあっては、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第一条第一項の申請書の提出前）までに、旅館業に係る計画届（別記様式第一号）により行う。 （標識の設置等）

第四条 条例第八条第一項の標識（以下「標識」という。）の様式は、別記様式第二号による。

2 標識は、短辺九十センチメートル以上の寸法の長方形で作成しなければならない。ただし、旅館業の施設が既存の建築物に存する場合であつて、標識を設置しようとする場所の状況により当該寸法では設置が困難である等特別な事情があるときは、この限りでない。

3 標識は、旅館業の施設の敷地の道路に接する部分（二以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね一メートルとなるよう設置しなければならない。ただし、旅館業の施設の敷地が道路に接しないときその他特別の事情があるときは、当該施設の入口その他公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

4 標識の設置期間は、説明会を開催する日の少なくとも二十日前（条例第十八条の規定により説明会を開催しない場合にあつては、当該標識を設置した日）から旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けた日又は同条第五項の規定による不許可の通知を受けた日までの間とする。

5 営業予定者は、標識を設置したときは、旅館業に係る計画標識設置届（別記様式第三号）により、速やかに区長に届け出なければならない。

6 営業予定者は、容易に破損し、又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、記載事項が設置期間中不鮮明にならないように標識を維

第四条 条例第八条第一項の標識（以下「標識」という。）の様式は、別記様式第二号による。

(新設)

2 標識は、旅館業の施設の敷地の道路に接する部分（二以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね一メートルとなるよう設置しなければならない。ただし、旅館業の施設の敷地が道路に接しないときその他特別の事情があるときは、当該施設の入口その他公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

3 標識の設置期間は、説明会を開催する日の少なくとも二十日前（条例第十八条の規定により説明会を開催しない場合にあつては、当該標識を設置した日）から旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けた日又は同条第五項の規定による不許可の通知を受けた日までの間とする。

4 営業予定者は、標識を設置したときは、旅館業に係る計画標識設置届（別記様式第三号）により、 区長に届け出る。

5 営業予定者は、容易に破損し、又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、記載事項が設置期間中不鮮明にならないように標識を維

持管理しなければならない。

- 7 営業予定者は、標識に記載された内容に変更があったときは、速やかに標識の記載事項を変更しなければならない。

(説明会において説明する事項)

第五条 説明会において説明する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 旅館業の施設及び当該施設が存する建築物の規模
- 二 旅館業の施設の敷地の形態及び規模
- 三 旅館業の施設の位置及び付近の建築物の位置の概要
- 四 旅館業の施設の構造及び設備
- 五 営業形態
- 六 管理運営方針
- 七 その他区長が必要があると認めた事項

(説明会の周知等)

第六条 条例第九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による近隣住民への周知は、説明会の日時、場所等を記載した案内板（以下「説明会案内板」という。）を標識に近接した位置に設置することにより行う。

- 2 説明会案内板の様式は、別記様式第四号による。

- 3 説明会案内板は、短辺八十センチメートル以上の寸法の長方形で作成しなければならない。ただし、旅館業の施設が既存の建築物に存する場合であって、説明会案内板を設置しようとする場所の状況により

持管理しなければならない。

- 6 営業予定者は、標識に記載された内容に変更があったときは、速やかに標識の記載事項を変更しなければならない。

(説明会において説明する事項)

第五条 説明会において説明する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 旅館業の施設及び当該施設が存する建築物の規模
- 二 旅館業の施設の敷地の形態及び規模
- 三 旅館業の施設の位置及び付近の建築物の位置の概要
- 四 旅館業の施設の構造及び設備
- 五 営業形態
- 六 管理運営方針
- 七 その他区長が必要があると認めた事項

(説明会の周知等)

第六条 条例第九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による近隣住民への周知は、説明会の日時、場所等を記載した案内板（以下「説明会案内板」という。）を標識に近接した位置に設置することにより行う。

- 2 説明会案内板の様式は、別記様式第四号による。

(新設)

当該寸法では設置が困難である等特別な事情があるときは、この限りでない。

- 4 説明会案内板の設置期間は、説明会を開催する日の少なくとも二十日前から当該説明会が終了した日までとする。
- 5 営業予定者等は、説明会案内板を設置したときは、旅館業に係る計画説明会案内板設置届（別記様式第五号）により、速やかに区長に届け出なければならない。
- 6 営業予定者等は、容易に破損し、又は倒壊しない方法で説明会案内板を設置するとともに、記載事項が設置期間中不鮮明にならないように説明会案内板を維持管理しなければならない。
- 7 第一項に規定するもののほか、隣接住民（条例第二条第七号アに規定する者及び旅館業の施設の敷地境界線から半径十メートル以内の敷地内に存する建物に居住し、又は当該建物において事業を営む者をいう。）に対しては、説明会の日時、場所等が確認できる書類を、説明会を開催する日の少なくとも二十日前までに配付することにより周知を行わなければならない。

（説明会の報告）

第七条 条例第九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、旅館業に係る計画説明会報告書（別記様式第六号）により行う。

（事前協議に係る意見の申出期間等）

第八条 条例第十条第一項の期間は、説明会が終了した日から起算して

- 3 説明会案内板の設置期間は、説明会を開催する日の少なくとも二十日前から当該説明会が終了した日までの間とする。

- 4 営業予定者等は、説明会案内板を設置したときは、旅館業に係る計画説明会案内板設置届（別記様式第五号）により、 区長に届け出なければならない。

- 5 営業予定者等は、容易に破損し、又は倒壊しない方法で説明会案内板を設置するとともに、記載事項が設置期間中不鮮明にならないように説明会案内板を維持管理しなければならない。

- 6 第一項に規定するもののほか、隣接住民（条例第二条第七号アに規定する者及び旅館業の施設の敷地境界線から半径十メートル以内の敷地内に存する建物に居住し、又は当該建物において事業を営む者をいう。）に対しては、説明会の日時、場所等が確認できる書類を、説明会を開催する日の少なくとも二十日前までに配付することにより周知を行わなければならない。

（説明会の報告）

第七条 条例第九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、旅館業に係る計画説明会報告書（別記様式第六号）により行う。

（事前協議に係る意見の申出期間等）

第八条 条例第十条第一項の期間は、説明会が終了した日から起算して

三十日間とする。

2 条例第十条第一項の意見の申出は、意見申出書（別記様式第七号）により行う。

3 条例第十条第二項の規定による報告は、事前協議結果報告書（別記様式第八号）により行う。

（あっせん）

第九条 条例第十一条の調整の申出は、調整申出書（別記様式第九号）により行う。

2 区長は、条例第十一条の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、別記様式第十号により当事者に通知する。

3 あっせんの手続は、公開しない。

（あっせんの打ち切り）

第十条 区長は、条例第十二条の規定によりあっせンを打ち切ったときは、別記様式第十一号により当事者に通知する。

（整備完了の届出）

第十一条 条例第十三条の規定による届出は、旅館業の施設整備完了届（別記様式第十二号）により行う。

（計画廃止の届出）

第十二条 条例第十四条の規定による届出は、旅館業に係る計画廃止届（別記様式第十三号）により行う。

（勧告）

三十日間とする。

2 条例第十条第一項の意見の申出は、意見申出書（別記様式第七号）により行う。

3 条例第十条第二項の規定による報告は、事前協議結果報告書（別記様式第八号）により行う。

（あっせん）

第九条 条例第十一条の調整の申出は、調整申出書（別記様式第九号）により行う。

2 区長は、条例第十一条の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、別記様式第十号により当事者に通知する。

3 あっせんの手続は、公開しない。

（あっせんの打ち切り）

第十条 区長は、条例第十二条の規定によりあっせンを打ち切ったときは、別記様式第十一号により当事者に通知する。

（整備完了の届出）

第十一条 条例第十三条の規定による届出は、旅館業の施設整備完了届（別記様式第十二号）により行う。

（計画廃止の届出）

第十二条 条例第十四条の規定による届出は、旅館業に係る計画廃止届（別記様式第十三号）により行う。

（勧告）

第十三条 条例第十六条の規定による勧告は、勧告書（別記様式第十四号）を当該勧告の相手方に交付することにより行う。

（公表）

第十四条 条例第十七条の規定による公表（以下「公表」という。）は、区のウェブサイトへの掲載又は文京区役所門前掲示場への掲示等により行う。

2 条例第十七条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 勧告に従わなかった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）

二 勧告に係る旅館業の施設の名称及び住所

三 前二号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた事項（委任）

第十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。

付 則（令和三年三月三十一日規則第二三号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区規則に規定す

第十三条 条例第十六条の規定による勧告は、勧告書（別記様式第十四号）を当該勧告の相手方に交付することにより行う。

（公表）

第十四条 条例第十七条の規定による公表（以下「公表」という。）は、区のウェブサイトへの掲載又は文京区役所門前掲示場への掲示等により行う。

2 条例第十七条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 勧告に従わなかった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）

二 勧告に係る旅館業の施設の名称及び住所

三 前二号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた事項（委任）

第十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。

付 則（令和三年三月三十一日規則第二三号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区規則に規定す

る様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例（令和八年十月文京区条例第 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例施行規則第四条第二項及び第六条第三項の規定並びに別記様式第二号及び別記様式第四号は、この規則の施行の日以後に設置する標識及び説明会案内板について適用し、同日前に設置した標識及び説明会案内板については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例施行規則に規定する別記様式第六号及び別記様式第七号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

（略）

る様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

（略）

別記様式第2号（第4条関係）

（別紙のとおり）

別記様式第3号（第4条関係）

（略）

別記様式第4号（第6条関係）

（別紙のとおり）

別記様式第5号（第6条関係）

（略）

別記様式第6号（第7条関係）

（別紙のとおり）

別記様式第7号（第8条関係）

（別紙のとおり）

別記様式第8号（第8条関係）

（略）

別記様式第9号（第9条関係）

（略）

別記様式第10号（第9条関係）

（略）

別記様式第11号（第10条関係）

（略）

別記様式第2号（第4条関係）

（略）

別記様式第3号（第4条関係）

（略）

別記様式第4号（第6条関係）

（略）

別記様式第5号（第6条関係）

（略）

別記様式第6号（第7条関係）

（略）

別記様式第7号（第8条関係）

（略）

別記様式第8号（第8条関係）

（略）

別記様式第9号（第9条関係）

（略）

別記様式第10号（第9条関係）

（略）

別記様式第11号（第10条関係）

（略）

別記様式第12号（第11条関係） （略）	別記様式第12号（第11条関係） （略）
別記様式第13号（第12条関係） （略）	別記様式第13号（第12条関係） （略）
別記様式第14号（第13条関係） （略）	別記様式第14号（第13条関係） （略）